

## 農業委員会定例会 11月

1. 開催日時 令和4年11月18日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 職務代理、6番委員、10番委員、12番委員
4. 議事日程
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
  - 議案第2号 非農地証明願承認について
  - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
5. その他
6. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	(会長あいさつ) 本日の議事録署名人ですが、4番委員、5番委員をお願いします。 それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の1番と2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	議案の説明の前に、議案の取消しがあります。議案第3号(農用地利用集積計画(利用権設定))の5番について、貸付人が[ ]ことにより、[ ]改めて利用権設定する必要があるため、本案件が取消しとなります。 1番は、[ ]在住の[ ]さん所有の [ ]畑 326㎡ について 2番は、[ ]在住の[ ]さん所有の [ ]田 389㎡ について [ ]の[ ]が譲り受け、申請地では[ ]を栽培する計画となっています。[ ]の現在の経営規模は189,244.29㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	1番について、現場は以前より[ ]さんが[ ]を栽培しておりまして、本人が高齢なこともあり、管理が難しくなってきたため、[ ]に耕作してもらうようお願いしたようです。現場は草もなくきちんと管理されています。[ ]は老木ではありますが、問題ありません。
議長	2番の地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いておりますか。
事務局	職務代理からは、農地として拡大するのは結構なことと伺っています。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

3番は、[ ]在住の[ ]さん所有の

[ ] 田 771 m<sup>2</sup> と

[ ] 田 191 m<sup>2</sup> と

[ ] 田 373 m<sup>2</sup> と

[ ] 畑 545 m<sup>2</sup> と

[ ] 畑 275 m<sup>2</sup> と

[ ] 雑種地(現況:畑) 97 m<sup>2</sup> と

[ ] 畑 445 m<sup>2</sup> と

[ ] 畑 384 m<sup>2</sup> と

[ ] 畑 856 m<sup>2</sup> と

[ ] 畑 210 m<sup>2</sup> と

[ ] 畑 475 m<sup>2</sup> の計11筆4,622 m<sup>2</sup>について

[ ]の[ ]さん、[ ]さんが[ ]で譲り受け、申請地の[ ]、[ ]、[ ]では[ ]、[ ]では[ ]、[ ]では[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]では[ ]、[ ]を栽培する計画となっています。[ ]さんたちの現在の経営規模は、[ ]に住む[ ]とともに耕作を行うことから5,178.23 m<sup>2</sup>で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員

この件については、(譲渡人の方で) [ ]いらっしゃいますが、[ ]、ずっと[ ]になっておりました。[ ]については近所の方が耕作しているようですが、[ ]は年に一度ぐらいは帰ってきて草刈りをしている状況です。今回、[ ]さんが購入して、[ ]なので、(地域としても)活気が出るのではないのでしょうか。また、農地についても、今まで以上に管理されるため喜ばしい状況です。



	<p>計画となっています。■■■さんの現在の経営規模は4,490㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いておりますか。</p>
事務局	<p>10番委員からは、特に問題ありませんと伺っています。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の6番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番は、■■■在住の■■■さん所有の ■■■■■■■■■■ 畑 852㎡ と ■■■■■■■■■■ 畑 35㎡ と ■■■■■■■■■■ 畑 36㎡ の計3筆923㎡について ■■■■■■■■■■の■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■■■■■■■を栽培する計画となっています。■■■さんの現在の経営規模は0㎡ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いておりますか。</p>
事務局	<p>12番委員からは、申請両者から連絡があり、申請地は■■■の状態になっているものの、譲受人は■■■があり、■■■作付けを行う予定であるため、問題ないと伺っています。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>

議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>次に、議案第2号（非農地証明願承認）の1番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の ■■■■■畑 572㎡ と ■■■■■畑 223㎡ の計2筆795㎡について ■■■■■が続き、■■■■■したため農地として復旧することが困難となったものです。■■■■■し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
2番委員	<p>議案（図面）の21ページをご覧ください。左下（にあるの）が■■■■■ ■■■■■で、（この地図でいうと）右側に■■■■■があり、（地図の）上側に■■■■■ ■■■■■があります。（■■■■■んの身内の）■■■■■さんの家が少し下にありますが、 ここは昔から軽四しか入れません。■■■■■は、横に川があり、■■■■■ ■■■■■を造るのに車の出入りもあって、木も生い茂って荒れており、農地として活用できないため非農地にしてほしい土地です。■■■■■さんは、■■■■■ ■■■■■を作っており、近所から機械の音がうるさいと言われるため、ここに仕事場を設けたいと思っているそうです。山の上の方の（■■■■■の）場所は、はっきり把握できていないようです。■■■■■さんは■■■■■から帰ってくることはないため、■■■■■さんにこの土地を移譲するそうです。</p>
議長	<p>ちょうどカーブのところから進入しますね。入口付近では■■■■■さんが■■■■■ ■■■■■を栽培されていますか。</p>
2番委員	<p>はい、そうです。上の家も■■■■■さんの家です。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p>

事務局	<p>続いて、議案第2号（非農地証明願承認）の2番について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■田 563㎡ について農地法の施行前から農地の状態ではないものです。申請地は■■■■■があり、■■■■■さんが■■■■■現在に至るまでかなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
8番委員	<p>一昨日、現場を確認しました。（議案（図面）の）28ページの航空写真を見てもわかるとおり、■■■■■が建っており、昔からの■■■■■でした。潰せないで農地としても活用できません。</p>
議長	<p>場所はどこですか。</p>
8番委員	<p>■■■■■を横に行ったところにあります。非常にわかりづらい場所でした。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 293㎡ について■■■■■の■■■■■さんが、新たに借り受けるものです。申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は9年5月間の賃貸借となっています。本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>

議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1 番委員	■■■■は、既に口頭で、■■■■から借りて耕作する約束をしていたようです。もともとあった木を伐採して、新しく■■■■の若木を植えられております。今回、正式に契約を結ぶそうです。問題ありません。
議長	貸借期間が中途半端なのは、終わりが4月に合わせたということなのでしょうか。
事務局	はい、申請で終期を4月1日とされており、それでこのような期間になっています。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、■■■■在住の■■■■さん所有の ■■■■田 735㎡のうち307㎡ について ■■■■番地の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。 申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は1年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いておりますか。
事務局	職務代理からは、特に問題ありませんと伺っています。
議長	■■■■さんの経営面積はどれくらいですか。かなり増えているように思いますが。



事務局	手元に資料がないため、わかりません。
議長	(経営面積) ■■■はいついていませんか。
事務局	そこまでは耕作されていなかったと思います。
議長	他に意見はございますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>3番は、■■■在住の■■■さん所有の</p> <p>■■■宅地（現況：畑） 193.97 m<sup>2</sup> と</p> <p>■■■畑 191 m<sup>2</sup> と</p> <p>■■■畑 273 m<sup>2</sup> と</p> <p>■■■畑 805 m<sup>2</sup> と</p> <p>■■■畑 652 m<sup>2</sup> の計5筆2,114.97 m<sup>2</sup></p> <p>について■■■の■■■が、■■■、■■■は再度借り受けるもので、申請地では、■■■を栽培し、■■■、■■■、■■■は新たに借り受けるもので、申請地では、■■■を栽培する計画で、いずれも期間は5年間の賃貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
2番委員	■■■には■■■が、■■■は■■■が半分と■■■が半分、■■■と■■■と■■■には■■■が植わっております。■■■に勤めている■■■さんが（所有者の■■■さんと）身内になります。何十年も■■■さんの畑を管理されているため、問題ありません。

議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 在住の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> さん所有の <span style="background-color: black; color: black;">  </span> 田 244 m <sup>2</sup> について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> の <span style="background-color: black; color: black;">          </span> さんに貸し付けるものです。 申請地では、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> を栽培する計画で、期間は6年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
4番委員	<span style="background-color: black; color: black;">          </span> さんは、既に所有者の了承を得てきれいに土を起こしています。問題ありません。
議長	（取消しとなった議案5番の所有者の） <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> さんは <span style="background-color: black; color: black;">          </span> さんの <span style="background-color: black; color: black;">          </span> ですよ。1番委員はご存じですか。
1番委員	<span style="background-color: black; color: black;">                    </span> さんのことですか。
議長	そうです。 この件について他に意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>6番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 491 m<sup>2</sup> について</p> <p>(公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■さんに貸し付けるものです。</p> <p>申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は6年間の使用貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いておりますか。</p>
事務局	<p>6番委員からは欠席の連絡は受けましたが、案件についての確認は取れませんでした。</p>
議長	<p>■■■■■さんはずっと(■■■■■の方で農地を)増やしており、きちんと管理されると思います。何か意見はございますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>続いて、議案第3号(農用地利用集積計画(利用権設定))の7番と8番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 164 m<sup>2</sup> と■■■■■田 278 m<sup>2</sup> と■■■■■田 655 m<sup>2</sup> の計3筆1,097 m<sup>2</sup>について</p> <p>8番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■田 303 m<sup>2</sup> と■■■■■田 378 m<sup>2</sup> の計2筆681 m<sup>2</sup>について</p> <p>(公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■番地の■■■■■さんに貸し付けるものです。</p> <p>7番の申請地のうち■■■■■、■■■■■では■■■■■、7番の申請地のうち■■■■■と8番の申請地では■■■■■を栽培する計画で、期間は7番に</p>

	<p>については6年間、8番については10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
9番委員	<p>昨日現場を確認しました。■■■■と■■■■はきちんと草が抜かれておりましたが、■■■■が置かれており、ここの上では■■■■が飼われていて、■■■■にもその農地はあまり荒らされてはいませんでした。■■■■、■■■■は■■■■によりきれいに耕されておりました。■■■■は■■■■のせいで岸が半分以上崩れておりました。■■■■対策をしないといけませんが、対策できたら問題ありません。■■■■が非常にきれいに耕していました。</p>
議長	<p>(■■■■、■■■■、■■■■の)場所は■■■■の家のおすぐ下ですね。そんなに■■■■が出ているなら大変ですね。■■■■をしなければなりません。石垣を直すのは大変ではありませんか。</p>
9番委員	<p>(石垣ではなく)畔です。</p>
議長	<p>それなら、まだましでしょう。 この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。 案件は少なめでしたが、皆様お疲れ様でした。ご審議ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">閉 会 午後2時6分</p> <p style="text-align: center;">議 長 会長</p>

議事録署名人 4番

議事録署名人 5番